

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月10日

【四半期会計期間】 第7期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 日本電解株式会社

【英訳名】 Nippon Denkai, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中島 英雅

【本店の所在の場所】 茨城県筑西市下江連1226番地

【電話番号】 0296-28-5551 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 増田 信昭

【最寄りの連絡場所】 茨城県筑西市下江連1226番地

【電話番号】 0296-28-5551 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理企画部長 佐々木 智博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第2四半期 連結累計期間	第7期 第2四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	10,072,398	8,775,863	20,558,286
経常利益又は経常損失() (千円)	605,673	583,340	976,179
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する四 半期純損失() (千円)	439,353	609,692	848,487
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	265,622	281,727	721,531
純資産額 (千円)	5,299,524	5,608,190	5,755,433
総資産額 (千円)	14,001,980	19,356,703	18,034,191
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	60.79	84.06	117.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.8	28.9	31.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	241,567	1,145,887	217,733
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	679,884	3,003,942	2,191,853
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	16,731	1,142,602	2,706,437
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	751,436	2,034,526	2,500,768

回次	第6期 第2四半期 連結会計期間	第7期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	33.50	43.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第6期及び第6期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
3. 第7期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、2021年4月23日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、原材料等の供給不足や物流網の停滞が長引き、ウクライナ情勢の長期化によりエネルギー・資源価格の上昇が続き、また米国の金利引き上げをきっかけに為替相場が大きく変動するなど、情勢は目まぐるしく変化しました。

米国では、個人消費を中心に経済活動が拡大しましたが、物価上昇や政策金利の引き上げにつながり、今後の見通しに不透明感が広がりました。中国では、厳格なゼロコロナ政策が継続され、経済活動に制約が生じる状況が鮮明となりました。日本では、原油価格の高騰によりエネルギー価格や諸物価の上昇が続いており、また為替相場における急速な円安が、経済活動に与える影響に注意が必要な状況となりました。

車載用LIB（リチウムイオン二次電池）の市場においては、パワートレイン電動化の動きは拡大基調が続きましたが、世界的な半導体供給不足や物流網の停滞による影響は依然残り、大手xEVメーカーの生産計画は抑制される状況が続きました。

回路基板用銅箔の主な市場である電子部品業界では、中国大手スマートフォンメーカーの出荷台数が低迷しましたが、日本及び米国では5G対応機器の投入が継続しました。

このような情勢のなか、当社グループの製品において、車載電池用銅箔の需要は大手xEVメーカーの生産計画抑制等により減速が続きました。回路基板用銅箔のうち、スマートフォン向けハイエンド製品においては、主として中国大手スマートフォンメーカー向けの受注が振るわない状況が続きました。

収益面においては、受注数量の減少による操業度低下、電力価格高騰に伴う製造コスト上昇、また米国子会社では一部設備改造に伴う停機及び生産障害により生産数量が減少したこともあり、営業利益以下の各段階利益は赤字となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における生産数量は全品種合計で4,247ト（前年同期比31.9%減）、売上高は8,775百万円（前年同期比12.9%減）、営業損失は565百万円（前年同期は営業利益624百万円）、経常損失は583百万円（前年同期は経常利益605百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は609百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益439百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,322百万円（7.3%）増加し、19,356百万円となりました。流動資産は主に現金及び預金の減少466百万円、売掛金の減少863百万円、製品の減少414百万円、仕掛品の増加95百万円、原材料及び貯蔵品の減少180百万円により1,929百万円（20.2%）減少し、7,613百万円となりました。固定資産は主に建設仮勘定の増加3,291百万円により3,251百万円（38.3%）増加し、11,743百万円となりました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて1,469百万円（12.0%）増加し、13,748百万円となりました。流動負債は主に買掛金の減少380百万円、短期借入金の増加1,500百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加400百万円により1,600百万円（31.7%）増加し、6,650百万円となりました。固定負債は主に長期借入金の減少296百万円により131百万円（1.8%）減少し、7,098百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、主に親会社株主に帰属する四半期純損失609百万円、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ57百万円増加し、為替換算調整勘定の増加337百万円、退職給付に係る調整累計額の減少9百万円により前連結会計年度末に比べて147百万円(2.6%)減少し、5,608百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の31.9%から28.9%へと3.0ポイント下降いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ466百万円減少し2,034百万円となりました。当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果増加した資金は、1,145百万円となりました(前年同期は241百万円の減少)。これは主に税金等調整前四半期純損失596百万円、減価償却費625百万円、売上債権の減少1,081百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果減少した資金は、3,003百万円となりました(前年同期は679百万円の減少)。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,000百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果増加した資金は、1,142百万円となりました(前年同期は16百万円の増加)。これは主に、短期借入金の純増加額1,500百万円、長期借入金の返済による支出479百万円、株式の発行による収入111百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は107百万円であります。

(8) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等について、当第2四半期連結累計期間において、変更があったものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工 年月	完成 予定 年月	完成後 の増加 能力
		総額 (百万円)	既検収額 (百万円)				
Augusta Factory (米国ジョージア州) (注) 1	車載電池用 銅箔生産設備	20,250 (注) 2		増資資金 及び借入金	2023年 2月 (注) 3	2024年 夏 (注) 3	約9,500t /年 (注) 4

- (注) 1. 工場建設予定地を、米国サウスカロライナ州より米国ジョージア州に変更しております。
 2. 投資予定額を、15,000百万円より20,250百万円(150百万米ドル：1米ドル=135円00銭で換算)に変更しております。
 3. 着工年月、完成予定年月は、最近時点での工事計画にもとづく年月を記載しております。
 4. 完成後の増加能力を、約9,000t/年より約9,500t/年に変更しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2022年8月26日開催の取締役会決議に基づき発行する日本電解株式会社第1回新株予約権に関して、2022年9月12日付にて株式会社SBI証券にその全部を売り渡す契約を締結いたしました。

なお詳細については、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」に記載しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,800,000
計	28,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,296,900	7,554,800	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数は100株でありま す。
計	7,296,900	7,554,800		

(注) 「提出日現在発行数」には、2022年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2022年8月26日
新株予約権の数(個)	18,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,800,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 2,682円 (注) 2, 3
新株予約権の行使期間	自 2022年9月13日 至 2024年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 9
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2022年9月12日)における内容を記載しております。本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「3.行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「3.行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「3.行使価額の調整」第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「3.行使価額の調整」第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使

されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、本号 により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記「2.行使価額の修正」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に

際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に上記「(2) 行使価額の修正基準」に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初1,610円とする。但し、「3. 行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

1,800,000株(2022年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は24.83%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

2,918,754,000円(上記「(4) 行使価額の下限」に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2024年9月12日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

(1) 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、本新株予約権につき、行使の要請(以下「行使要請」といいます。)をすることができます。行使要請の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使要請に係る通知を行います。1回の行使要請において、原則、対象の新株予約権は100個以上、行使要請期間は20取引日以上となります。割当先は、かかる行使要請を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう努力する義務を負います。

また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使要請の撤回に際して、当社は割当先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使要請期間の通知又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(2) 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割(当社が分割会社となる場合に限る。)につき、当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、割当先は、本新株予約権割当契約に従い、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日(但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。)(当日を含む。)前までに、当社

に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日(但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。)において、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

また、本新株予約権割当契約に従い、割当先は2024年8月13日以降2024年9月11日までの期間、事前に当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として当該請求の日から5取引日目の日に当該本新株予約権を取得するものとします。

(3) ロックアップ

当社は、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約締結日以降、本新株予約権が残存する限り、割当先の事前の書面による同意を受けることなく、本新株予約権割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券(以下「本証券」と総称します。)の発行を行わないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合

本新株予約権割当契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合

当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合

吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴って当社の株式を交付する場合

会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合

(4) 割当先による行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。)について、本新株予約権の割当先による行使を制限するよう措置を講じております。

7. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められております。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権割当契約に定められた割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下の通り行使されております。

	第2四半期会計期間 (2022年7月1日から 2022年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	469
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	46,900
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	2,424
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	113,730
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	469
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	46,900
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	2,424
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	113,730

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	46,900	7,296,900	57,136	201,073	57,136	1,301,073

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
 2. 2022年10月1日から2022年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が257,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ311,278千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
テックス・テクノロジー株式会社	東京都千代田区神田和泉町1-1	1,048,000	14.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	327,900	4.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	160,500	2.19
貝塚 照雄	茨城県かすみがうら市	103,000	1.41
徳岡工業株式会社	京都府亀岡市宮前町宮川奥小谷8	72,000	0.98
植田 孝	大阪府八尾市	60,000	0.82
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	46,000	0.63
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	45,700	0.62
久野 利明	茨城県小美玉市	42,300	0.57
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28-01 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	41,000	0.56
計	-	1,946,400	26.67

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,285,300	72,853	(注)1
単元未満株式	普通株式 11,600		
発行済株式総数	7,296,900		
総株主の議決権		72,853	

(注)1. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,500,768	2,034,526
売掛金	3,161,612	2,297,883
製品	1,269,727	855,427
仕掛品	1,260,657	1,356,651
原材料及び貯蔵品	844,290	663,790
その他	505,610	404,922
流動資産合計	9,542,665	7,613,201
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,471,378	1,471,167
機械装置及び運搬具（純額）	3,674,909	3,608,248
建設仮勘定	2,015,752	5,307,173
その他（純額）	1,103,812	1,111,745
有形固定資産合計	8,265,853	11,498,335
無形固定資産	33,834	31,396
投資その他の資産		
繰延税金資産	72,279	57,867
退職給付に係る資産	70,910	101,276
その他	48,649	54,626
投資その他の資産合計	191,838	213,770
固定資産合計	8,491,526	11,743,502
資産合計	18,034,191	19,356,703

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,809,957	1,429,661
短期借入金	800,000	2,300,000
1年内返済予定の長期借入金	958,760	1,358,760
未払法人税等	186,400	15,707
賞与引当金	148,970	123,857
役員賞与引当金	16,012	2,432
その他	1,128,951	1,419,592
流動負債合計	5,049,052	6,650,012
固定負債		
長期借入金	6,831,320	6,534,860
繰延税金負債	4,026	1,892
その他	394,359	561,748
固定負債合計	7,229,705	7,098,501
負債合計	12,278,758	13,748,513
純資産の部		
株主資本		
資本金	143,937	201,073
資本剰余金	2,343,937	2,401,073
利益剰余金	3,091,573	2,481,881
株主資本合計	5,579,448	5,084,027
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	151,883	489,691
退職給付に係る調整累計額	24,101	14,258
その他の包括利益累計額合計	175,984	503,949
新株予約権	-	20,213
純資産合計	5,755,433	5,608,190
負債純資産合計	18,034,191	19,356,703

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
売上高	10,072,398	8,775,863
売上原価	8,928,915	8,679,085
売上総利益	1,143,483	96,778
販売費及び一般管理費	519,262	662,654
営業利益又は営業損失()	624,221	565,875
営業外収益		
受取利息	25	315
屑売却収入	13,515	18,240
為替差益	4,596	90,274
通貨スワップ評価益	15,000	-
その他	174	2,375
営業外収益合計	33,312	111,205
営業外費用		
支払利息	28,903	92,567
上場関連費用	8,450	-
その他	14,506	36,103
営業外費用合計	51,860	128,671
経常利益又は経常損失()	605,673	583,340
特別損失		
固定資産除売却損	21,458	13,249
特別損失合計	21,458	13,249
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	584,214	596,590
法人税、住民税及び事業税	153,976	1,347
法人税等調整額	9,114	11,754
法人税等合計	144,861	13,101
四半期純利益又は四半期純損失()	439,353	609,692
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	439,353	609,692

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	439,353	609,692
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	337,807
退職給付に係る調整額	173,731	9,843
その他の包括利益合計	173,731	327,964
四半期包括利益	265,622	281,727
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	265,622	281,727

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	584,214	596,590
減価償却費	618,346	625,249
賞与引当金の増減額(は減少)	15,782	27,232
役員賞与引当金の増減額(は減少)	13,146	14,151
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	16,084
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13,177	-
退職給付費用	175,075	13,197
受取利息	25	315
支払利息	28,903	92,567
為替差損益(は益)	4,487	89,377
売上債権の増減額(は増加)	447,263	1,081,528
棚卸資産の増減額(は増加)	868,509	686,798
仕入債務の増減額(は減少)	209,605	442,007
未払又は未収消費税等の増減額	33,455	24,958
その他	2,024	19,556
小計	100,314	1,331,701
利息の受取額	25	315
利息の支払額	27,014	89,175
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	114,263	96,954
営業活動によるキャッシュ・フロー	241,567	1,145,887
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	675,405	3,000,242
無形固定資産の取得による支出	4,692	3,700
その他	213	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	679,884	3,003,942
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	427,452	1,500,000
長期借入金の返済による支出	479,380	479,380
株式の発行による収入	86,726	111,531
新株予約権の発行による収入	-	20,754
リース債務の返済による支出	18,135	10,303
その他	68	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,731	1,142,602
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,039	249,210
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	910,760	466,242
現金及び現金同等物の期首残高	1,662,196	2,500,768
現金及び現金同等物の四半期末残高	751,436	2,034,526

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給料及び賞与	167,321千円	142,251千円
賞与引当金繰入額	37,875 "	40,954 "
役員賞与引当金繰入額	768 "	2,251 "
退職給付費用	167,867 "	6,538 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	751,436千円	2,034,526千円
現金及び現金同等物	751,436 "	2,034,526 "

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年6月25日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場に当たり、2021年6月24日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行50,000株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ43,937千円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が143,937千円、資本剰余金が2,343,937千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

新株予約権の行使により、当第2四半期連結累計期間において資本金が57,136千円、資本準備金が57,136千円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が201,073千円、資本剰余金が2,401,073千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社グループの事業は、電解銅箔製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

当社グループの事業は、電解銅箔製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	電解銅箔 製造事業	
車載電池用銅箔	6,656,197	6,656,197
回路基板用銅箔	3,416,201	3,416,201
顧客との契約から生じる収益	10,072,398	10,072,398
その他の収益		
外部顧客への売上高	10,072,398	10,072,398

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	電解銅箔 製造事業	
車載電池用銅箔	5,695,004	5,695,004
回路基板用銅箔	3,080,859	3,080,859
顧客との契約から生じる収益	8,775,863	8,775,863
その他の収益		
外部顧客への売上高	8,775,863	8,775,863

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	60円79銭	84円06銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	439,353	609,692
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	439,353	609,692
普通株式の期中平均株式数(株)	7,227,049	7,253,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
2. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は、2021年4月23日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月8日

日本電解株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 本 浩 巳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電解株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電解株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。